

## 都立図書館在り方検討委員会 設置要綱

### (設置目的)

第1 都立中央図書館は築47年が経過し、建物の劣化が進行するなど、施設の老朽化への対応について検討を行う必要が生じている。さらに、今後の情報技術の進展や社会ニーズの変化を見据え、都立図書館の新たな在り方を検討し、都民サービスの向上に一層貢献していく必要がある。

従来の図書館の姿に捉われない発想のもと、長期的な視点での都立図書館の在り方について検討するため、「都立図書館在り方検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を東京都教育委員会教育長に報告する。

- (1) 都立図書館の役割に関すること。
- (2) 都立図書館の施設に関すること。
- (3) 都立図書館の運営に関すること。
- (4) その他必要な事項

### (構成)

第3 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は教育庁次長の職にある者をもって充て、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、必要があると認める時は、別表に掲げる者以外の者に委員会への出席を求めることができる。

### (委員長、副委員長)

第4 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある場合は、その職務を代理する。

### (設置期間)

第5 委員会の設置期間は、設置の日から令和3年3月31日までとする。

### (庶務)

第6 委員会の庶務は、教育庁地域教育支援部管理課が担当する。

### (補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附則

この要綱は令和元年11月14日から施行する。